

第7章 計画の推進

第1節 推進体制

1 庁内における推進体制

本計画の推進にあたっては、平成20(2008)年に庁内に設置した「さわやか・やまなし環境創造本部」において、部局間の相互

の連携を図りながら、計画に基づく施策及び事業を総合的に推進していきます。

< 図7-1 さわやか・やまなし環境創造本部の概要 >

さわやか・やまなし環境創造本部

本部長 知 事

本部長代理 副 知 事

副本部長 森林環境部長

< 分掌事務 >

環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。

環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。

その他必要と認められる事項に関すること。

本部会議構成員

副知事 公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事政策局長 企画県民部長
リニア交通局長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 エネルギー局長
産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長

幹事会構成員

知事政策局次長 企画県民部次長 リニア交通局長次長 総務部次長
福祉保健部次長 森林環境部次長 エネルギー政策課長 産業労働部次長
観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局次長
教育次長 警察本部警務部参事官

(平成26(2014)年3月現在)

2 各主体との連携

本計画の推進には、県民、民間団体、事業者、市町村といった各主体の取組も不可欠です。そのため、情報提供等とおして各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、計画を推進していきます。

3 国等との協力

本計画の推進にあたり、広域的な環境問題などへの対応については、国や関係機関、周辺自治体等との緊密な連携を図りながら、効果的な施策及び事業の実施に努めます。

第2節 計画の進行管理

1 PDCAサイクルによる進行管理

本計画を着実に推進し、計画の基本目標や目指すべき将来像の実現を図るためには、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、環境指標(数値目標)の点検・評価をととした進行管理を行うこととします。

なお、本計画に関連する県計画等(山梨県廃棄物総合計画、山梨県緑化計画、山梨県鳥獣保護事業計画、山梨県地球温暖化対策実行計画等)に係る施策及び事業の成果については、各計画において掲げた数値目

標等による進行管理を行っているため、本計画の進行管理においては、各計画における代表的な指標を取りまとめることで、本県の環境全般に関する状況を把握することとします。

また、関連計画に基づく指標については、当該計画の目標値等と整合を図るものとし、計画改定等により指標の内容や目標値等が変更された場合は、本計画の指標も連動して変更し、統一した指標での進行管理を行うこととします。

なお、点検・評価の結果を受けて施策及び事業の内容や規模の見直しを検討するほか、環境問題を巡る状況や社会的動向の変化などに対応するため、必要に応じて本計画そのものの見直しについても検討します。

2 環境の状況の公表

山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、毎年度の点検評価の結果を、山梨県環境保全審議会へ報告するとともに、広く県民、

事業者等に速やかに公表し、環境の状況についての共通理解を図ります。

<図7-2 計画の進行管理の概要>

